

令和 7 年度 学校法人会計基礎講座

令和 7 年 8 月 2 5 日（月）

公認会計士・税理士 鈴木 敦 子

【主催】公益財団法人 千葉県私学教育振興財団

目次

1. 学校法人会計基準の改正の概要
2. 学校法人における計算書類
3. 簿記について
4. 現金主義会計と発生主義会計
5. 発生主義会計の考え方
6. 学校法人会計の計算書類作成までの流れ
7. 基本金
8. 学校法人会計のまとめ（演習問題）
9. 学校法人会計基準の改正等について（追記）

1. 学校法人会計基準の改正の概要

私立学校法の一部を改正する法律の概要

趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手続等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

概要

「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」を確立。

1. 役員等の資格・選解任の手続等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

① 理事・理事会

- 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。(第29条、第30条関係)
- 理事長の選定は理事会で行う。(第37条関係)

② 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。(第31条、第45条、第46条、第48条関係)

③ 評議員・評議員会

- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。(第18条、第31条関係)
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。(第62条関係)
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。(第33条、第67条、第140条関係)

④ 会計監査人

- 大学・高等専門学校を設置する大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手続や欠格要件等を定める。(第80条～第87条、第144条関係)

2. 学校法人の意思決定の在り方を見直し

- 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。(第150条関係)

3. その他

- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。(第53条、第86条関係)
- 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。(第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係)
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。(第157条～第162条関係)

施行日・経過措置

令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

3

新学校法人会計基準の改正等について 文科省高等教育局私学部参事官付令和7年6月 より引用

1. 学校法人会計基準の改正の概要

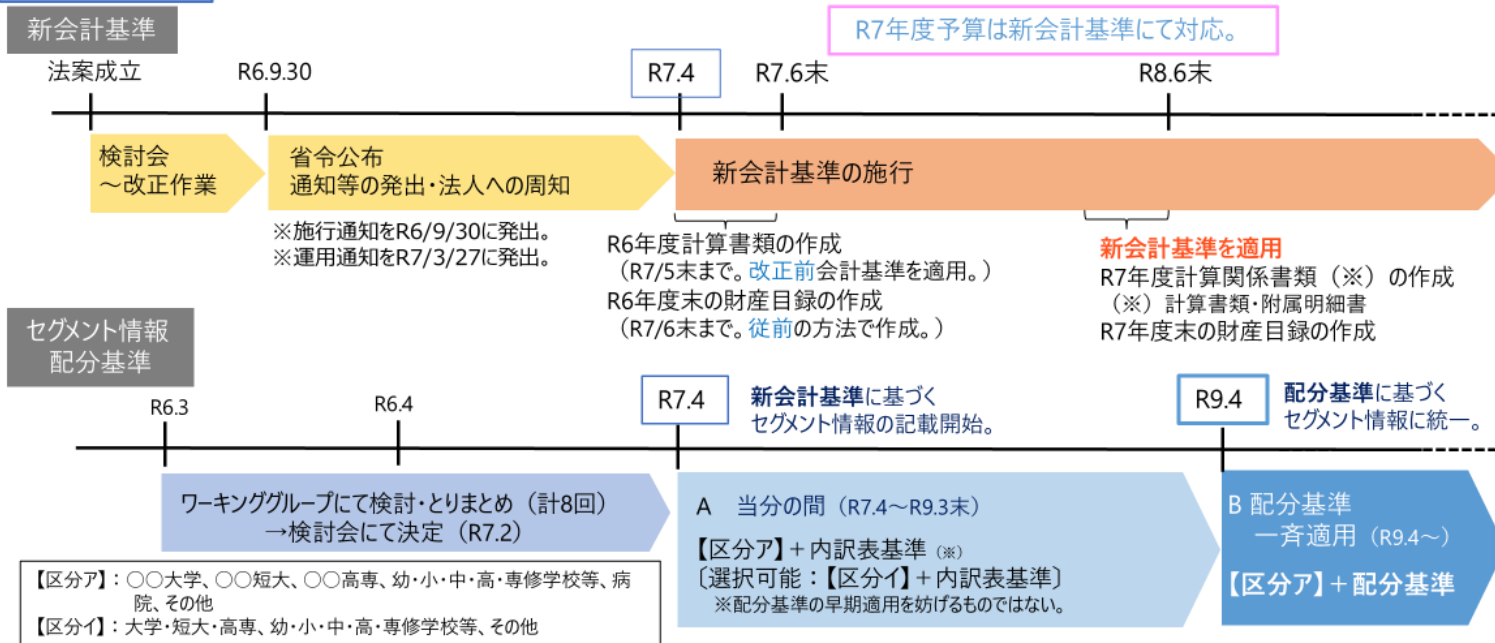
学校法人会計基準 改正の概要（1）

施行日：令和7年4月1日

- 令和6年7月下旬からパブリック・コメントを実施し、9月30日に新会計基準を公布。

	根拠	主な目的	適用対象
改正前の会計基準	私立学校振興助成法	補助金の適正配分 改正後	経常費補助を受ける学校法人 ※実際にはほとんどの学校法人が対象
新会計基準	私立学校法	情報開示	全ての学校法人等 ※学校法人＋準学校法人

スケジュールイメージ



4

新学校法人会計基準の改正等について 文科省高等教育局私学部参事官付令和7年6月 より引用

1. 学校法人会計基準の改正の概要

学校法人会計基準 改正の概要（2）

施行日：令和7年4月1日

趣旨

私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）により、補助金の適正配分を主な目的として私立学校振興助成法に位置づけられていた学校法人会計基準は、ガバナンス強化の観点から、ステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準として、私立学校法に位置づけられたことを踏まえ、各種規定を整備する。

改正のポイント

1. 計算書類及び附属明細書

学校法人が作成しなければならない各会計年度に係る計算書類、附属明細書は次のとおりとする。

計算書類

- 貸借対照表
- 事業活動収支計算書
- 資金収支計算書
- 資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書

附属明細書

- 固定資産明細書
- 借入金明細書
- 基本金明細書

(※) 収益事業会計については、計算書類及びその附属明細書に代えて、**貸借対照表**及び**損益計算書**を作成

(※) 改正前の学校法人会計基準により作成を求めていた「事業活動収支内訳表」「資金収支内訳表」「人件費支出内訳表」は、学校法人会計基準から削除のうえ、私立学校振興助成法に基づく書類と位置付けた。

2. 注記事項

計算書類には、次に掲げる事項を注記することとする。

- ① 重要な会計方針
- ② 重要な会計方針の変更
- ③ 減価償却額の累計額の合計額
- ④ 徴収不能引当金の合計額
- ⑤ 担保提供資産の種類及び額
- ⑥ 基本金未組入高
- ⑦ 第4号基本金に相当する資金を有していない場合、その旨及び対策
- ⑧ **セグメント情報**
- ⑨ 重要な偶発債務
- ⑩ **子法人に関する事項**
- ⑪ 学校法人の出資による会社に係る事項
- ⑫ 関連当事者との取引
- ⑬ 学校法人間の財務取引
- ⑭ 重要な後発事象
- ⑮ 前各号に掲げるもののほか、財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

3. 財産目録

財産目録の作成基準として、**内容、区分、金額、様式**等を規定することとする。

4. 会計監査人非設置知事所轄学校法人に関する特例

改正前の「知事所轄学校法人に関する特例」の内容を維持しつつ、**会計監査人を設置する知事所轄学校法人は特例を適用しない**こととする。

5. その他

- ・「セグメント情報」は、大臣が所掌する大学、短期大学、高等専門学校はそれぞれ独立した収支が見えるようになる。
- ・「子法人に関する事項」は、改正私立学校法を踏まえて、子法人に対するガバナンス強化の観点から設けている。

5

新学校法人会計基準の改正等について 文科省高等教育局私学部参事官付令和7年6月 より引用

2. 学校法人会計における計算書類

(1) 計算関係書類及び財産目録作成の法律的根拠

学校法人が計算関係書類・財産目録を作成しなければならない根拠は私立学校法第103条に規定されている。

何に従って作成するか

→ 学校法人会計基準に従って作成をする

2. 学校法人会計における計算書類

(2) 計算書類の体系

学校法人が作成しなければならない計算書類は、新会計基準第16条 によると、次のものが規定されています。

- ①貸借対照表
- ②事業活動収支計算書
- ③資金収支計算書
- ④活動区分資金収支計算書
- ⑤注記事項

2. 学校法人会計における計算書類

(3) 貸借対照表の作成目的と特徴

目的

貸借対照表は、学校法人の会計年度末における財政状態(運用状態と調達源泉)を明らかにすることを目的として作成されます。

一般的に(B/S=バランスシート)と呼ばれます。

学校法人における貸借対照表の特徴

①学校法人の貸借対照表は、科目の配列として「固定性配列法」をとっています。

・資産の部 … 固定資産 ⇒ 流動資産 の順に配列

・負債の部 … 固定負債 ⇒ 流動負債 の順に配列 となります。

②負債の部の次に記載される、純資産の部に基本金と繰越収支差額が記載されます。

2. 学校法人会計における計算書類

(4) 貸借対照表の様式

資産の部				負債の部		
固定資産			7,300	固定負債		1,300
	有形固定資産		5,000		長期借入金	500
		土地	4,000		学校債	500
		建物	3,000		退職給与引当金	300
	その他の固定資産		300	流動負債		350
		借地権	100		短期借入金	100
		電話加入権	200		未払金	250
流動資産			5,200	負債の部合計		1,650
		現金預金	5,200	純資産の部	基本金	6,500
					繰越収支差額	4,350
資産の部合計			12,500	負債および純資産の部合計		12,500

2. 学校法人会計における計算書類

(5)事業活動収支計算の目的と構造

目的(新基準23条)

- ①当該会計年度の次に掲げる活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにすること
 - ・教育活動(＝教育活動収支)
 - ・教育活動以外の経常的な活動(＝教育活動外収支)
 - ・前二号以外の活動(＝特別収支)
- ②基本金組み入れ後の、当該会計年度の事業活動収入及び事業活動支出の**均衡の状態**を明らかにすること

2. 学校法人会計における計算書類

(5)事業活動収支計算の目的と構造

事業活動収支計算書は、企業会計で言うところの「損益計算書」に該当。

しかし

- ・ 企業会計 ⇒ 一般的には、営利を目的とする会社の会計
- ・ 学校法人会計 ⇒ 営利目的ではない学校法人の会計。

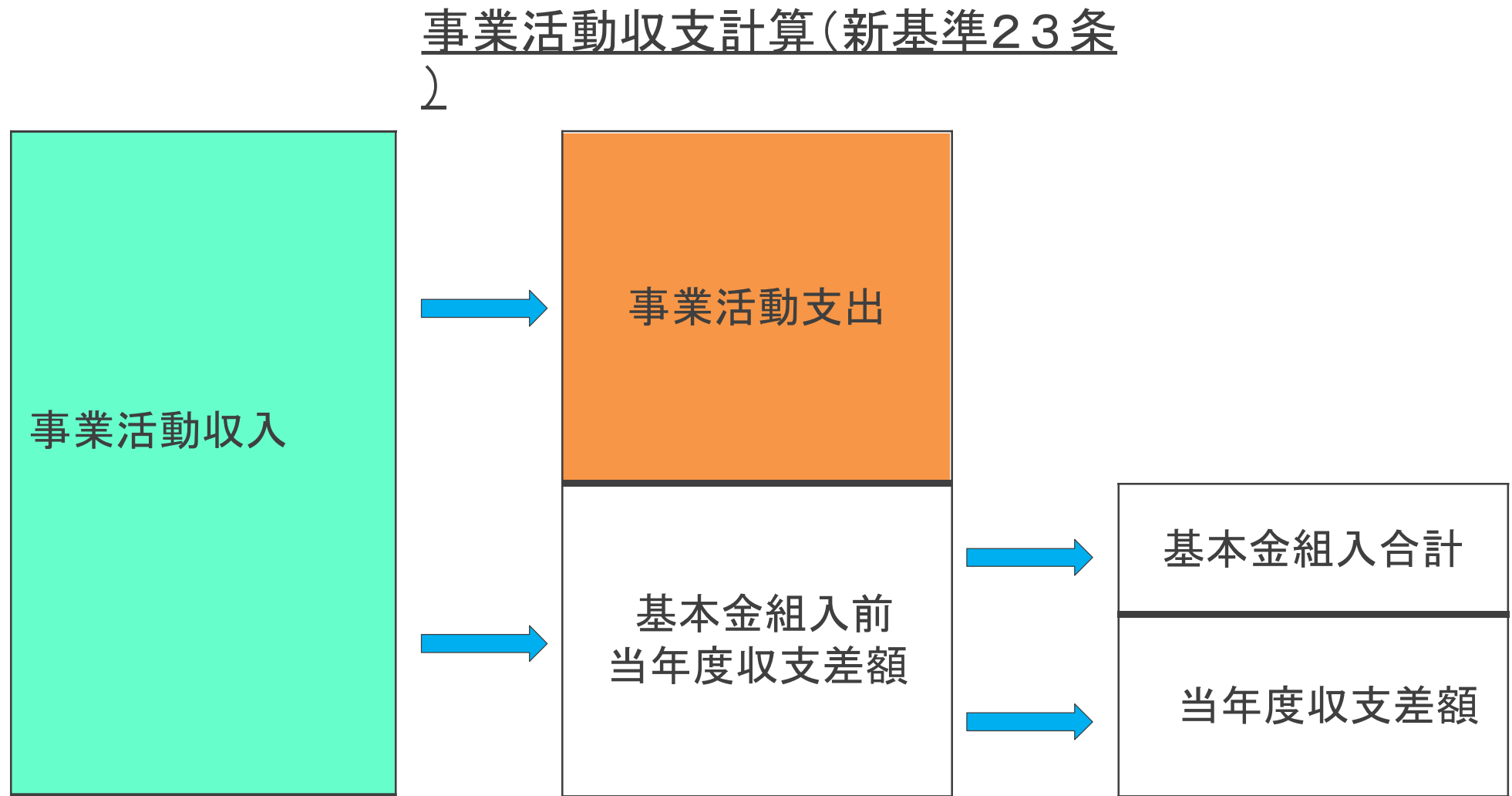
学校法人会計では…

教育活動に必要な財産の永続的な維持に資する情報提供が必要。

⇒長期的な「収支均衡」の状態を明瞭に表示するための計算書類

2. 学校法人会計における計算書類

(5) 事業活動収支計算の目的と構造



2. 学校法人会計における計算書類

(6) 事業活動収支計算書の様式

教育活動収支	事業活動収入	2,000	}	本業の収支 + 以下以外の収支
	事業活動支出	△1,500		
	教育活動収支差額	500		
教育活動外収支	事業活動収入	800	}	財務活動に係る収支 + 収益事業に係る収支
	事業活動支出	△500		
	教育活動外収支差額	300		
(差引)経常収支差額		800		
特別収支	事業活動収入	350	}	資産売却(処分)差額、 施設設備寄付金補助金、 過年度修正額 など
	事業活動支出	△150		
	特別収支差額	200		
基本金組入前当年度収支差額		1,000		
基本金組入額合計		△250		
当年度収支差額		750		
前年度繰越収支差額		3,500		
基本金取崩額		100		
翌年度繰越収支差額		4,350		

2. 学校法人会計における計算書類

(7) 資金収支計算書の目的

目的(新基準32条)

- ①当該会計年度におけるすべての教育研究活動やその他の諸活動に対応する すべての収入および支出の内容を明らかにすること。
- ②当該会計年度における実際の支払資金の収入および支出のてん末を明らかにすること。

2. 学校法人会計における計算書類

(8) 資金の概念範囲

① 資金の概念

学校法人会計基準上、対象となる資金は「支払資金」とされ、「現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。」と定義しています（新基準32条）。

「随時換金性」と「元本保証性」の2つの要件を満たす必要があります。

② 資金の範囲

資金収支計算書の支払資金の額と、貸借対照表の現金預金有高は一致すべきものとされています。

2.学校法人会計における計算書類

(9)資金収支計算の構造

資金収支計算書

収入の部	支出の部
前年度繰越支払資金	資金支出
資金収入	
資金収入調整勘定(△)	資金支出調整勘定(△)
	翌年度繰越支払資金

3. 簿記について

(1) 単式簿記と複式簿記

□ 簿記は、決算書を作成するためのツール

□ 単式簿記と複式簿記

① 単式簿記（お小遣い帳、家計簿など）

② 一般的な複式簿記（企業会計など多くの分野で採用）

③ 事業活動計算と資金収支計算を行う複式簿記（学校法人会計等で採用）

3. 簿記について

(2)事業活動収支計算書と貸借対照表作成のための仕訳

□一般的な簿記の基本要素

簿記の対象となる取引は、大きく5つの要素に分類することができ、取引は、これら5要素の組み合わせにより記録されます。

項目	要素
貸借対照表項目	資産、負債、純資産
事業活動計算書項目	収益(事業活動収入)、費用(事業活動支出)

3. 簿記について

(2) 事業活動収支計算書と貸借対照表作成のための仕訳

□ 簿記の表現(決まり事)

個々の取引の記録は「仕訳」と呼ばれます。

仕訳は、左右を一對にして記録します。

例えば、「借入をしたので現金100が入った」という取引は、以下のような仕訳で表現します。

(借方) 現金 100 / (貸方) 短期借入金 100

仕訳の左右(借方・貸方)には決まりがあります。最初の理解として、資産を座標軸として、「左側(借方)は資産のプラスを記録し、右側(貸方)は資産のマイナスを記録する」と理解すればよいでしょう。あとはその応用になります。

3. 簿記について

(2)事業活動計算書と貸借対照表作成のための仕訳

□簿記の表現

資産以外の他の要素については、以下のように考える。

- ・負債は資産のマイナスのため、負債の増加は右側（貸方）で記録する。
- ・費用の発生は資産を減少させる。資産の減少は右側（貸方）で記録されるため、対となる費用の発生は左側（借方）で記録する。
- ・収益の発生は資産を増加させる。資産の増加は左側（借方）で記録されるので、対となる収益の発生は右側（貸方）で記録する。

左側（借方）	右側（貸方）
資産の増加	資産の減少
負債の減少	負債の増加
費用の発生	収益の発生

3. 簿記について

(3) 資金収支計算書作成のための仕訳

学校法人会計の簿記仕訳の特色

一般的な複式簿記は事業活動計算書と貸借対照表を作成します。

資金収支計算は資金の収入と支出を記録するものであり、一般的な複式簿記のままでは作成されません。

↓ ではどうしたらよいか

1つの取引に2つの仕訳(一般的な複式簿記の仕訳(事業活動計算の仕訳)と資金収支計算の仕訳)を作成し、総勘定元帳と資金収支元帳に記帳する。
(仕訳が2つとなるのは、資金が関係する取引及び収益・費用の計上期と入出金期が異なる取引の場合)。

取引の実態は1つであっても資金収支計算と事業活動収支計算は目的が異なるから、二つの仕訳が必要。

ソフトを使用して計算書類を作成している場合は、実際に入力する仕訳は1つの取引について1つ。システムが自動的にもう1つの仕訳を作成している。

3. 簿記について

(3) 資金収支計算書作成のための仕訳

□ 資金収支の簿記の表現

資金が増減する取引及び収益・費用の計上期と入出金期が異なる取引の場合のみ記録する。

- ・資金の増加は収入の増加を伴う。・資金の減少は支出の増加を伴う。
- ・資金収入調整勘定の減少は資金の増加をさせる。資金収入調整勘定の増加は収入を減少させる。資金支出調整勘定の減少は資金を減少させる。資金支出調整勘定の増加は支出を増加させる。

左側(借方)	右側(貸方)
資金の増加	資金の減少
資金収入調整勘定の増加	資金収入調整勘定の減少
資金支出調整勘定の減少	資金支出調整勘定の増加
支出の増加	収入の増加

3. 簿記について

(3) 資金収支計算書作成のための仕訳

事例1: 借入金300により現金が増加した

【事業活動計算の仕訳】

(借方)	現金	300	(貸方)	借入金	300
------	----	-----	------	-----	-----

【資金収支計算の仕訳】

(借方)	資金	300	(貸方)	借入金収入	300
------	----	-----	------	-------	-----

3. 簿記について

(4) 資金調整勘定

資金収支計算の目的

- ① 1年間の教育研究活動に対応するすべての収入支出をあきらかにすること
- ② その年度の支払資金のてん末を明らかにすること



令和7年度の学生生徒等からの授業料は、令和7年度の収入に計上する。しかし、令和7年度中現金預金をもらっていないものは、令和7年度の収入から控除する。



これを資金収入調整勘定という。

3. 簿記について

(4) 資金調整勘定

(資金収入調整勘定・資金支出調整勘定の例)

- ・入学金や授業料等の前受収受分（資金収入調整勘定）
- ・年度末時点での未納授業料(資金収入調整勘定)
- ・当年度に帰属する保守料の前期支払分(資金支出調整勘定)
- ・器具備品を購入したが、年度末時点では未払(資金支出調整勘定)

→本年度の諸活動に対応する収支と、支払資金残高の整合性を保つため、資金調整勘定の処理が必要となります。

4. 現金主義会計と発生主義会計

収益及び費用をどのタイミングで計上(仕訳)するか→収益と費用の認識基準

現金主義会計→現金の収支に着目した会計処理原則



確実性が満たされる

発生主義会計→経済事象の発生に着目した会計処理原則



客観性、確実性をみたしつつ、経済的実態を表す

5. 発生主義会計の考え方

(1) 発生主義会計

発生主義会計は、

収益は実現主義の原則により認識される。費用は発生主義の原則により認識される。

実現主義とは、財貨・用益の提供と現金及び現金同等物の受領をもって収益を認識原則
→収益の確実性、客観性をみたすことができるため

財貨・用益の提供とは→サービスの提供、商品の販売等

現金及び現金同等物の受領とは→現金の受領、債権の獲得

発生主義とは、費用を発生的事実に基づいて計上することを要請する費用の認識原則

発生とは→財貨用益の価値費消事実の発生を意味する

5. 発生主義会計の考え方

(2) 発生主義会計(例題)

次のうち何番が実現主義の要件を満たした状況として授業料を計上するタイミングか

- ①生徒から授業料80円を受領した。
- ②生徒に100円の授業を提供した。

次のうち何番が発生主義の要件を満たした状況として費用を計上するタイミングか

- ①職員に先月の給与40円を支払った
- ②職員が1月50円の職務に従事した

5. 発生主義会計の考え方

(2) 発生主義会計(例題)

発生主義会計のもとでは収益は以下のように認識し仕訳をします。

生徒に100の授業を提供した。

事業活動計算書及び貸借対照表の仕訳

(借方) 未収入金 100 / (貸方) 授業料 100

資金収支の仕訳

(借方) 期末未収入金(資金収入調整勘定) 100 / (貸方) 授業料収入 100

授業料として現金80を受領した

事業活動計算書及び貸借対照表の仕訳

(借方) 現金 80 / (貸方) 未収入金 80

資金収支計算の仕訳

(借方) 資金 80 / (貸方) 期末未収入金(資金収入調整勘定) 80

5. 発生主義会計の考え方

(2) 発生主義会計(例題)

発生主義会計のもとでは費用は以下のように認識し仕訳をします。

職員が職務に従事した。

事業活動計算書及び貸借対照表の仕訳

(借方) 職員人件費 50 / (貸方) 未払金 50

資金収支の仕訳

(借方) 職員人件費支出 50 / (貸方) 期末未払金(資金支出調整勘定) 50

給与として現金40を支払った

事業活動計算書及び貸借対照表の仕訳

(借方) 未払金 40 / (貸方) 現金 40

資金収支計算の仕訳

(借方) 期末未払金(資金支出調整勘定) 40 / (貸方) 資金 40

5. 発生主義会計の考え方

(3) 発生主義会計の実務

ただし、期中に実現及び発生の都度仕訳を計上することはたいへんなので、期中は現金の入出金の都度仕訳を計上し、期末だけ未収入金及び未払金を計上する方法がとられる場合もある。(こちらの方が多いかもかもしれません)

月次決算を行っている法人では、月末に未収入金及び未払金を計上している。

6. 学校法人会計の計算書類作成までの流れ

(1) 貸借対照表と事業収支計算書作成までの流れ

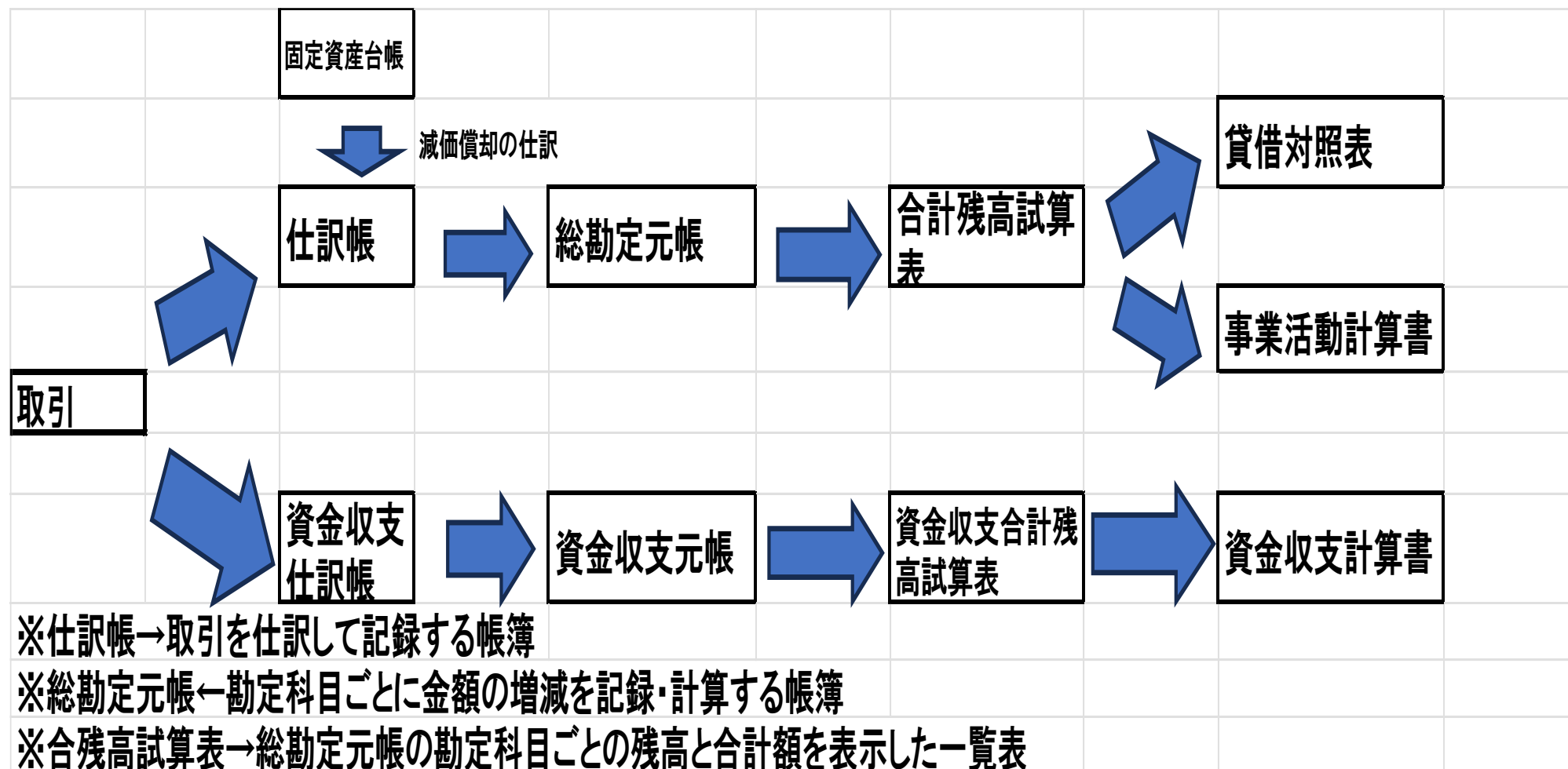
現金			授業料			合計残高試算表				貸借対照表				
500	40			100			借方	貸方		現金	540	未払金		10
80						現金	540			未収入金	20	繰越収支差額		500
						未収入金	20					当年度収支差額		50
						未払金		10		合計	560	合計		560
						繰越収支差額		500						
						授業料		100						
未収入金			職員人件費			職員人件費	50							
100	80		50			合計	610	610						
										事業活動収支計算書				
										学生生徒等納付金				
										授業料	100			
未払金			繰越収支差額							人件費				
40	50			500						職員人件費	50			
										当年度収支差額		50		

6. 学校法人会計の計算書類作成までの流れ

(2) 資金収支計算書作成までの流れ

資金		授業料収入		資金収支合計残高試算表			資金収支計算書		
500	40		100		借方	貸方	学生生徒等納付金収入		
80					資金	540	授業料収入		100
					授業料収入	100	資金収入調整勘定		△ 20
					職員人件費支出	50	前年度繰越支払資金		500
					期末未収入金（資金収入調整勘定）	△ 20	収入の部合計		580
					期末未払金（資金支出調整勘定）	△ 10			
期末未収入金（資金収入調整勘定）		職員人件費支出			前年度繰越支払資金	500			
100	80	50			合計	580	580	人件費支出	
								職員人件費支出	50
								資金支出調整勘定	△ 10
								次年度繰越支払資金	540
								支出の部合計	580
期末未払金（資金支出調整勘定）		前年度繰越支払資金							
50	40		500						

6. 学校法人会計の計算書類作成までの流れ (3)まとめ



7. 基本金

基本金の意義(新基準12条)

学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために 維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

<留意点>

①基本金は、「投資」ではなく、「寄付行為」によって形成されるもの。

⇒株式会社等の「資本金」とは異なる。

②継続的に保持すべきものとして一定の資産を定め、これらの資産の額を基本金に組み入れて留保しそれを事業活動支出に充てるべきではないというのが学校法人会計の基本的な考え。

⇒学校法人が永続して教育活動を維持するためには、基本金相当額以上の純資産の維持が求められる。

7. 基本金

基本金の種類(新基準13条)

- ①学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校の設置もしくは既設の学校の規模の拡大もしくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額(第1号基本金)
- ②学校法人が新たな学校の設置または既設の学校の規模の拡充もしくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額(第2号基本金)
- ③基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額(第3号基本金)
- ④恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額(第4号基本金)

7. 基本金

基本金の意義

基本金の組み入れ

先述の通り、新基準13条にて基本金の組み入れは「その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする」とされています。

⇒「組み入れ」の意味が分かりづらいのですが、要約すると、事業活動収支計算により算出された事業活動収支差額のうち、基本金組入金額部分を、基本金勘定に移動させる行為をいいます。

事業活動収支差額は、仮に基本金への組み入れを行わないと、全額がB/S純資産の部の「繰越収支差額」勘定に入ることになります。

従って、純資産の部における、「繰越収支差額」から「基本金」へいくら動かすべきかと考えると理解しやすくなるかとかと考えます。

7. 基本金

例えば、100の維持すべき固定資産があり、この財源が全て外部からの寄付金で賄われている。そして、毎会計年度、減価償却費相当額の事業活動収入があったものと仮定する。

①固定資産取得時の貸借対照表及び事業活動収支計算書

(借方)現預金	100	(貸方)施設設備寄付金	100
建物	100	現預金	100
基本金組入額	100	基本金	100

貸借対照表				事業活動収支計算書			
固定資産	100	基本金	100	事業活動支出	0	事業活動収入	100
		繰越収支差額	0				
	100		100				
						基本金繰入前当年度収支差額	100
						基本金組入額合計	△ 100
						当年度収支差額	0

⇒ 固定資産取得時においてその取得源泉が確実に確保されている状態を示している。

7. 基本金

②第1回減価償却実施年度(耐用年数10年、残存価額0とする)

(借方)現預金	10	(貸方)授業料	10
減価償却費	10	建物	10

貸借対照表				事業活動収支計算書			
固定資産	90	基本金	100	事業活動支出	10	事業活動収入	10
流動資産	10	繰越収支差額	0				
	100		100		10		10

③減価償却実施完了年度(耐用年数終了時、ただし、備忘価額は考慮しない)

貸借対照表				事業活動収支計算書			
固定資産	0	基本金	100	事業活動支出	10	事業活動収入	10
流動資産	100	繰越収支差額	0				
	100		100		10		10

耐用年数終了時において、当該固定資産の再取得に必要な資産が留保されていることが明らかである。

7. 基本金

④基本金組入れを行わない場合の減価償却実施完了年度

貸借対照表					事業活動収支計算書			
固定資産	0	繰越収支差額	100		事業活動支出	10	事業活動収入	10
流動資産	100							
	100		100			10		10

耐用年数終了時において、当該固定資産の再取得に必要な資産が留保されていることが明らかではない。

7. 基本金

基本金の意味

⇒ 基本金とは事業活動収入のうちで学校法人の永続的維持のために必要不可欠となる資産の源泉収入を事業活動支出に充当させないために捉えた貸方勘定である。

8. 学校法人会計のまとめ（演習問題） 問題

以下の取引について事業活動計算の仕訳及び資金収支計算の仕訳を作成し、精算表を作成してください。
期中取引（年間）

- ①授業料収入 3,500
- ②教員人件費支出 1,500
- ③経費支出 500
- ④長期借入金の増加400、返済100（借入金の目的は建物取得）
- ⑤建物取得による支出 700
- ⑥機器備品（取得価額200 簿価1 ）売却収入100

決算整理 取引

- ⑦未収授業料 50
- ⑧未払経費 30
- ⑨減価償却費（建物） 80
- ⑩基本金組入額 200

⇒ 建物増加700－器具備品除却200－長期借入金増加400＋返済100＝200

8.学校法人会計のまとめ(演習問題)

(回答用紙1)(仕訳)

	事業活動計算の仕訳				資金収支計算の仕訳			
	借方		貸方		借方		貸方	
①	現金預金	3,500	授業料	3,500	資金	3,500	授業料収入	3,500
②	人件費	1,500	現金預金	1,500	人件費支出	1,500	資金	1,500
③	経費	500	現金預金	500	経費支出	500	資金	500
④								
⑤								
⑥								
⑦								
⑧								
⑨								
⑩								

8.学校法人会計のまとめ(演習問題)

(回答用紙2)(事業活動収支計算書・貸借対照表)

事業活動収支計算書／貸借対照表(精算表)

勘定科目	期首貸借対照表		期中取引		決算整理取引		合計残高試算表	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
土地	1,000							
建物	800							
機器備品	1							
現金預金	700							
未収入金								
長期借入金		400						
未払金								
基本金		2,000						
事業活動収支差額		101						
学生生徒納付金								
人件費								
経費 (減価償却費含む)								
固定資産売却差額								
基本金組入額								
計	2,501	2,501						

8.学校法人会計のまとめ(演習問題)

(回答用紙3)資金収支計算書

資金収支計算書(精算表)

勘定科目	期首残高		期中資金取引		決算整理資金取引		資金収支合計残高試算表	
	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入
学生生徒等納付金収入(授業料収入)								
資産売却収入 (機器備品 売却収入)								
人件費支出(教員人件費支出)								
経費支出(消耗品費支出)								
長期借入金収入								
長期借入金返済支出								
建物取得支出								
期末未収入金(資金収入調整勘定)								
期末未払金(資金支出調整勘定)								
前年度繰越支払資金		700						
次年度繰越支払資金	700							
合計	700	700						

8. 学校法人会計のまとめ（演習問題） （答え1）（仕訳）

	事業活動計算の仕訳				資金収支計算の仕訳			
	借方		貸方		借方		貸方	
①	現金預金	3,500	授業料	3,500	資金	3,500	授業料収入	3,500
②	人件費	1,500	現金預金	1,500	人件費支出	1,500	資金	1,500
③	経費	500	現金預金	500	経費支出	500	資金	500
④	現金預金	400	借入金	400	資金	400	借入金収入	400
	借入金	100	現金預金	100	借入金返済支出	100	資金	100
⑤	建物	700	現金預金	700	施設取得支出	700	資金	700
⑥	現金預金	100	器具備品	1	資金	100	設備売却収入	100
			設備売却差額	99				
⑦	未収入金	50	授業料	50	期末未収入金（資金収入調整勘定）	50	授業料収入	50
⑧	経費	30	未払金	30	経費支出	30	期末未払金（資金支出調整勘定）	30
⑨	減価償却費	80	建物	80	仕訳なし			
⑩	基本金組入額	200	基本金	200	仕訳なし			

8.学校法人会計のまとめ(演習問題)

(答え2)事業活動計算書・貸借対照表

事業活動収支計算書／貸借対照表(精算表)

勘定科目	期首貸借対照表		期中取引		決算整理取引		合計残高試算表	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
土地	1,000						1,000	
建物	800		700			80	1420	
機器備品	1			1			0	
現金預金	700		3,500 400 100	700 1,500 500 100			1,900	
未収入金					50		50	
長期借入金		400	100	400				700
未払金						30		30
基本金		2,000				200		2200
事業活動収支差額		101						101
学生生徒納付金				3500		50		3,550
人件費			1,500				1,500	
経費 (減価償却費含む)			500		80 30		610	
固定資産売却差額				99				99
基本金組入額					200		200	
計	2,501	2,501	6,800	6,800	360	360	6,680	6,680

8.学校法人会計のまとめ(演習問題)

(答え3)資金収支計算書

資金収支計算書((精算表))

勘定科目	期首残高		期中資金取引		決算整理資金取引		資金収支合計残高試算表	
	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入
学生生徒等納付金収入(授業料収入)				3,500		50		3,550
資産売却収入 (機器備品 売却収入)				100				100
人件費支出(教員人件費支出)			1,500				1,500	
経費支出(消耗品費支出)			500		30		530	
長期借入金収入				400				400
長期借入金返済支出			100				100	
建物取得支出			700				700	
期末未収入金(資金収入調整勘定)						△50		△50
期末未払金(資金支出調整勘定)					△30		△30	
前年度繰越支払資金		700						700
次年度繰越支払資金	700		3,500 100 400	1,500 500 100 700			1,900	
合計	700	700	6,800	6,800	0	0	4,700	4,700

9.学校法人会計基準の改正等について(追記)

- (1) 計算書類等の作成期限が「会計年度終了後3か月以内」となった(新私学法第103条2項)
- (2) 会計帳簿に電磁的記録について明示された(新会計基準第6条2項)
- (3) 会計帳簿等の保存期間が10年間と明示された(新私立学校法102条2項)

参考図書

学校法人会計実務詳解ハンドブック:編者 新日本有限責任監査法人 発行 同文館出版

・学校法人会計の実務ガイド(第7版):編者 あずさ監査法人 発行 中央経済社

・Q&A学校法人会計の実務ガイダンス:編者 新日本有限責任監査法人 発行 中央経済社

・Q&A学校法人の新会計実務:編者 有限責任監査法人トーマツ 発行 第一法規

・学校法人会計入門:編者 増田正志 発行 税務経理協会

・わかる使える学校法人会計テキスト:著者 杉野泰雄 発行 中央経済社

講師紹介

氏名:鈴木敦子(昭和44年生まれ)

事務所所在地:有限会社千葉わかば会計

千葉市稲毛区緑町1丁目26-14コンフォート田中1A

メールアドレス:asuzu14905@gmail.com

TEL:043-215-7760 FAX:043-215-7761

略歴:平成3年3月 立教大学社会学部卒業

平成11年4月 公認会計士登録

平成21年7月 税理士登録

職歴: 監査法人にて会社法監査及び金融商品取引法監査、学校法人監査等に従事後

平成24年4月鈴木敦子公認会計士事務所開業

千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員 令和5年6月から現在

千葉県農林水産部土地改良区検査委員 令和3年4月から令和7年3月

千葉県農業協同組合検査員 平成26年4月から平成29年3月

佐倉市社会福祉法人監査指導員 令和5年2月から現在

館山市社会福祉法人指導監査等支援業務 平成26年4月から令和5年3月